

## ホルペットに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成28年12月14日～平成29年1月12日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1通
4. 頂いた意見・情報及び食品安全委員会の回答

頂いた意見・情報※	食品安全委員会の回答
<p>(意見)</p> <p>文字数制限のため3分割した</p> <p><b>【意見1】</b></p> <p>ADIは0.1mg/kg体重/日。妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対するARfDは0.1mg/kg体重と設定されたが、すでに、32食品の残留基準が設定されているにも拘わらず、摂取推定量、短期推定摂取量も示されておらず、TMDI/ADI比やESTI/ARfD比が算出されていない。これらの数値を示し、パブコメをやりなおすべきである。</p> <p>[理由]</p> <p>マウスの発がん性試験で、胃乳頭腫、十二指腸腺癌等が認められたが、非遺伝毒性メカニズムと考えられた。また、ラットの発生毒性試験で、母体が影響を受ける用量で、仔の骨化遅延・未骨化が認められ、ウサギの発生毒性試験でも、母体に毒性の認められる用量で、仔に不完全不整骨化や水頭症（側脳室拡張）及び胃の異常が認められた。このような化学物質の摂取を出来る限り減らすために、農薬摂取量の推算は必要である。</p> <p><b>【意見2】</b></p> <p>現在設定されている2ppm以上の食品の</p>	<p>(回答)</p> <p><b>【意見1及び意見2について】</b></p> <p>食品安全委員会は、マウスを用いた発がん性試験〔評価書11.(6)～(8)〕において認められた十二指腸腺腫及び腺癌の発生メカニズムは遺伝毒性によるものとは考え難く、評価にあたり閾値を設定することは可能であると考えました。また、発生毒性試験における胎児への検体投与の影響として、ラットでは骨化遅延、未骨化等が、ウサギでは水頭症（側脳室拡張）、骨の異常等が認められていますが、いずれの試験においても無毒性量は設定できています。</p> <p>一日摂取許容量（ADI）及び急性参照用量（ARfD）に基づく適切なリスク管理措置が実施されれば、本剤の食品を介した安全性は担保されると考えています。</p> <p>ホルペットについては、今後、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を踏まえ、厚生労働省において暫定基準値の見直しが行われる予定です。食品安全委員会では、ホルペットの暴露量について、厚生労働省が暫定基準値の見直しを行う際に、「暫定基準が設定された農薬</p>

残留基準は、下表のようであるが、残留試験データが判明しているのは、タマネギ、トマト、キュウリ、メロン、ブドウしかない— ( ) 内に最大残留値を示した—。各食品について、残留基準設定の根拠となった試験データを示し、基準を再検討するよう厚労省へ申し入れられたい。

食品名	残留基準
ホップ	120ppm
ねぎ	30
セロリ	30
おうとう	30
アボカド	30
その他の果実	30
にんにく	20
かぼちや	20
いちご	20
ラズベリー	20
ブラックベリー	20
ブルーベリー	20
クランベリー	20
ハックルベリー	20
その他のベリー類	
果実	20
みかん	10
なつみかんの果実	
全体	10
レモン	10
オレンジ	10
グレープフルーツ	10
ライム	10
その他のかんきつ	
類果実	10
りんご	5
トマト	3
	(散布 14 日後 0.52ppm)
まくわうり	3
レタス	2
たまねぎ	2
	(散布 14 日後<0.01ppm)

等の食品健康影響評価の実施手順」に基づき確認することとしています。

ご指摘いただいた事項については厚生労働省に情報提供いたします。

きゅうり	2 (散布 14 日後 0.29ppm)	
メロン類果実	2 (散布 14 日後 0.04ppm)	
ぶどう	2 (散布 60 日後 3.52ppm)	

※頂いたものをそのまま掲載しています。